

証券コード 5892  
(発信日) 2024年6月12日  
(電子提供措置の開始日) 2024年6月4日

株 主 各 位

東京都世田谷区北沢二丁目5番2号  
株式会社 y u t o r i  
代表取締役社長 片 石 貴 展

## 第6回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り、厚くお礼申し上げます。

さて、当社第6回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご通知申し上げます。万障お繰り合わせの上、ご出席いただけますようお願い申し上げます。

本株主総会の招集に際しては電子提供措置をとっており、インターネット上の下記ウェブサイトに「第6回定時株主総会招集ご通知」として電子提供措置事項を掲載しております。

当社ウェブサイト (<https://yutori.tokyo/ir/>)

また、上記のほか、インターネット上の下記ウェブサイトにも掲載しております。

東京証券取引所ウェブサイト (東証上場会社情報サービス)

(<https://www2.jpx.co.jp/tseHpFront/JJK010010Action.do?Show=Show>)

上記ウェブサイトアクセスして、当社名又は証券コードを入力・検索し、「基本情報」[縦覧書類／P R 情報] を順に選択の上、ご覧ください。

なお、当日ご出席願えない場合は、書面又は電磁的方法(インターネット)により議決権を行使することができますので、お手数ながら株主総会参考書類をご検討の上、2024年6月26日(水曜日)午後7時までに議決権を行使していただきますようお願い申し上げます。

敬 具

## 記

1. 開催日時 2024年6月27日(木曜日) 午後4時(受付開始 午後3時30分)
2. 開催場所 東京都世田谷区北沢二丁目5番2号 下北沢ビッグベン3F 当社本店
3. 目的事項  
報告事項 第6期(2023年4月1日から2024年3月31日まで)事業報告及び計算書類の内容報告の件  
決議事項  
議 案 取締役4名選任の件

以 上

- ~~~~~
- ◎当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。
  - ◎議決権行使書面において、議案に賛否の表示がない場合は、賛成の意思表示をされたものとして取り扱わせていただきます。
  - ◎電子提供措置事項に修正が生じた場合は、掲載している各ウェブサイトに掲載させていただきます。

## 議決権行使についてのご案内

次のいずれかの方法により、議決権をご行使くださいますようお願い申し上げます。

### 書面



同封の議決権行使書用紙に賛否をご表示いただき、行使期限までに到着するように返送ください。

#### 行使期限

**2024年6月26日(水)**  
午後7時までに到着

### インターネット



当社指定の議決権行使サイト (<https://soukai.mizuho-tb.co.jp/>) にアクセスしていただき、行使期限までに賛否をご入力ください。

詳細は次頁をご参照ください。

#### 行使期限

**2024年6月26日(水)**  
午後7時までに行使

### 株主総会ご出席



同封の議決権行使書用紙を株主総会当日、会場受付にご提出ください。

#### 株主総会開催日時

**2024年6月27日(木)**  
午後4時

## 議決権行使書の賛否の取り扱い

- ・ご返送いただいた議決権行使書において、議案につき賛否の表示をされていない場合は、賛成の意思表示があったものとして取り扱います。

## インターネットにより議決権を行使される場合の注意点

- ・同封の議決権行使書用紙に記載の議決権行使コード及びパスワードをご利用の上、画面の案内に従って議案に対する賛否をご入力ください。
- ・パスワードは、議決権を行使される方が株主様ご本人であることを確認するための重要な情報ですので、大切にお取り扱いください。
- ・議決権行使サイトをご利用いただく際のプロバイダへの接続料金及び通信事業者への通信料金は株主様のご負担となります。
- ・議決権行使書の郵送とインターネットによる方法の双方で議決権を行使された場合は、インターネットによる議決権の行使を有効とさせていただきます。
- ・インターネットにより複数回にわたり議決権を行使された場合は、最後に行使された内容を有効とさせていただきます。

# インターネットによる議決権行使のご案内

## QRコードを読み取る方法 「スマート行使」

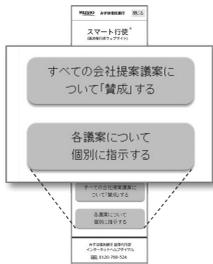
議決権行使コード及びパスワードを入力することなく議決権行使ウェブサイトへログインすることができます。

- 1 同封の議決権行使書用紙に記載された「スマートフォン用議決権行使ウェブサイトログインQRコード」を読み取ってください。



※QRコードは(株)デンソーウェブの登録商標です。

- 2 以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。



「スマート行使」での議決権行使は1回に限り可能です。

議決権行使後に行使内容を変更する場合は、お手数ですがPC向けサイトへアクセスし、議決権行使書用紙に記載の「議決権行使コード」・「パスワード」を入力してログイン、再度議決権行使をお願いいたします。

※QRコードを再度読み取っていただく、PC向けサイトへ遷移できます。

## 議決権行使コード・パスワードを入力する方法

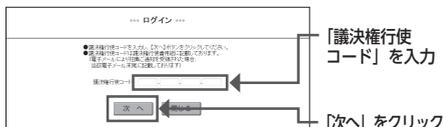
議決権行使ウェブサイト

<https://soukai.mizuho-tb.co.jp/>

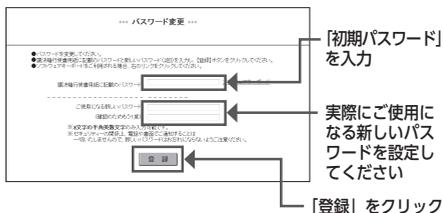
- 1 議決権行使ウェブサイトへアクセスしてください。



- 2 議決権行使書用紙に記載された「議決権行使コード」をご入力ください。



- 3 議決権行使書用紙に記載された「パスワード」をご入力ください。



- 4 以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。

インターネットによる議決権行使でパソコンやスマートフォン、携帯電話の操作方法などがご不明な場合は、右記にお問い合わせください。

みずほ信託銀行 証券代行部 インターネットヘルプダイヤル  
受付時間  
0120-768-524 年始年末を除く  
午前9時～午後9時

## 株主総会参考書類

### 議案及び参考事項

#### 議 案 取締役4名選任の件

本株主総会終結の時をもって取締役4名が任期満了となります。つきましては、取締役4名を選任することをお願いするものであります。

取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する 当社株式の数
1	かた いし たかのり 片石 貴展 (1993年12月25日生)	2016年4月 株式会社アカツキ 入社 2018年4月 当社設立 当社代表取締役社長 就任 (現任)	573,400株
2	せのくち かず ま 瀬之口 和磨 (1992年6月25日生)	2018年6月 当社 入社 当社取締役 就任 (現任)	47,200株
3	ひろ せ ふみのり 廣瀬 文慎 (1977年8月17日生)	2001年4月 株式会社第一勧業銀行 (現株式会社みずほ銀行) 入行 2005年8月 日興コーディアル証券株式会社 (現S M B C日興証券株式会社) 入社 2007年5月 株式会社スタートトゥデイ (現株式会社Z O Z O) 入社 同社内部監査室長就任 2010年8月 同社経営管理本部長 就任 2012年4月 同社E C事業本部長 就任 2017年7月 同社経営管理本部長 就任 2019年5月 同社執行役員経営管理本部長 就任 2019年7月 株式会社ココペリ監査役 就任 (現任) 2020年7月 同社E C事業本部執行役員兼E C事業本部長 同社M S P事業本部執行役員 就任 2020年9月 当社取締役 就任 (現任) 2021年2月 株式会社Z O Z O執行役員カテゴリ推進本部執行役員 就任 2021年6月 同社取締役兼COO 就任 (現任) 2023年12月 株式会社ヒュープロ取締役 就任 (現任)  (重要な兼職の状況) 株式会社Z O Z O 取締役兼COO 株式会社ココペリ 社外監査役 株式会社ヒュープロ 社外取締役	500株

候補者 番号	氏 名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する 当社株式の数
4	さ さ き し ょ う へ い 佐々木 翔平 (1984年9月10日生)	2007年4月 株式会社アエリア 入社 2007年7月 株式会社クレゾー 代表取締役 就任 2008年12月 株式会社アエリアエステート設 立 代表取締役 就任 2011年4月 株式会社アクワイア 入社 2011年11月 株式会社クラウドワークス設立 入社 2012年11月 同社取締役就任 2018年1月 株式会社Bizアシ 監査役 就任 2018年1月 株式会社graviee 監査役 就任 2018年1月 株式会社ブレンパートナー 監 査役 就任 2018年6月 FISM株式会社 取締役 就任 2018年9月 LeapMind株式会社 取締役 就任 2021年1月 株式会社XAI 監査役 就任 (現任) 2021年6月 株式会社Pathee 監査役 就任 (現任) 2021年7月 株式会社ZEALS 監査役 就任 (現任) 2021年12月 株式会社インフルエンス・プロト コル 取締役 就任 2023年4月 株式会社ISSUE 取締役 就任 (現任) 2023年7月 有限会社カイカイキキ COO就 任 (現任) 2023年11月 当社社外取締役 就任 (現任) 2024年4月 株式会社コノセル 監査役 就任 (現任) (重要な兼職の状況) 株式会社XAI 社外監査役 株式会社Pathee 社外監査役 株式会社ZEALS 社外監査役 株式会社ISSUE 社外取締役 有限会社カイカイキキ COO 株式会社コノセル 社外監査役	一株

(注) 1. 廣瀬文慎氏は、株式会社ZOZOの取締役であり、同社は当社とZOZOTOWNへの出店に関する取引関係があります。

2. 廣瀬文慎氏以外の取締役候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。

3. 廣瀬文慎氏及び佐々木翔平氏は社外取締役候補者であります。
4. 廣瀬文慎氏は、株式会社Zozoなどにおいて要職を歴任し、現在も複数の企業において経営に携わるなど、企業経営やアパレル産業に関する豊富な経験・見識を有しております。これらの経験・見識に基づく客観的な視点から、当社の監督及び経営全般の助言をしていただくことを期待して、引き続き社外取締役候補者といたしました。
5. 廣瀬文慎氏の社外取締役就任年数は、本総会終結の時をもって6カ月です。
6. 佐々木翔平氏は、複数の会社での取締役や監査役での豊富な経験と幅広い見識を有しており、これら経験や見識を活かし、当社経営に対する助言や指導、客観的な視点での適切な監督により、当社の経営体制の強化を期待できることから、再任をお願いするものであります。
7. 佐々木翔平氏の社外取締役就任年数は、本総会終結の時をもって7カ月です。
8. 当社は、取締役候補者佐々木翔平氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として届け出ております。
9. 上記取締役候補者の有する当社の株式数は2024年3月31日現在のものであります。
10. 当社は、廣瀬文慎氏、佐々木翔平氏とそれぞれの間において、会社法第427条第1項及び当社定款の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を継続する予定であり、当該契約に基づく損害賠償の限度額は、法令が定める額としております。
11. 当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社と締結しており、被保険者が負担することになる法律上の損害賠償金及び争訟費用を当該保険契約により填補することとしております。ただし、法令違反の行為であることを認識して行った行為に起因して生じた損害は填補されないなど、一定の免責事由があります。各候補者は、当該保険契約の被保険者に含まれることとなります。また、当該保険契約は次回更新時においても同内容での更新を予定しております。

以 上

# 事業報告

(自 2023年4月1日 至 2024年3月31日)

## 1. 会社の現況に関する事項

### (1) 事業の経過及び成果

当事業年度におけるわが国の経済は、新型コロナウイルスによる行動制限が緩和されたことでインバウンド需要が増加し、経済・社会活動の正常化が促進され、個人消費の緩やかな回復がみられました。一方で急激な円安や商品の価格上昇、地政学的リスクの上昇、労働者不足などにより経済の先行きは不透明な状況が続いております。

当社の経営に影響を与える大きな要因としては、市場動向、経済情勢等に加え、当社の取り扱う商品である衣料品及び雑貨等に関連するものとして、アパレルファッション市場の動向があります。

株式会社矢野経済研究所の調査（「2023 アパレル産業白書」）によれば、国内アパレル総小売市場は2017年から2019年ごろまでほぼ横ばいの推移を続けておりましたが、新型コロナウイルスの感染拡大等による影響により2020年には大きくマイナス成長となりました。しかしながら、2020年から2021年にかけて回復の兆しを見せており、2022年の市場規模は前年比105.9%の8兆591億円となっております。また、新型コロナウイルスの感染拡大等による消費者の購買行動の変化も起きているものと考えており、ECにおけるアパレル産業は堅調に成長しております。具体的には、経済産業省の調査「令和4年度デジタル取引環境整備事業（電子商取引に関する市場調査）」によれば、2022年の衣類・服装雑貨等のEC化率は21.56%、市場規模は2兆5,499億円となっております。2016年のEC化率は10.93%、市場規模は1兆5,297億円であることから、シフトが進んでおります。また、2021年の市場規模は2兆4,279億円であり、2022年の市場規模の金額は前年対比で5.02%増加しております。

この点、当社の主な販売チャネルはオンラインストアであることから、当社にとって好機になるものと考えております。

このような状況の中、当社では売上成長と利益の拡大に取り組むため、オフライン販売の強化を推進し、実店舗が15店舗増加し、合計で23店舗となりました。また、展開ブランド数は10ブランド増加し、合計29ブランドとなりました。

この結果、当事業年度の業績は売上高4,320,169千円（前年同期比74.9%増）、営業利益383,802千円（前年同期は47,625千円の営業損失）、経常利益378,685千円（前年同期は54,399千円の経常損失）、当期純利益225,032千円（前年同期は68,449千円の当期純損失）となりました。

## (2) 設備投資の状況

当事業年度中において実施いたしました当社の設備投資の総額は106,205千円であり、その主なものは店舗設備等の取得によるものであります。

## (3) 資金調達の状況

2023年12月27日をもって東京証券取引所グロース市場に上場し、公募増資により、197百万円の資金調達を行いました。

## (4) 財産及び損益の状況の推移

区 分 \ 期 別	第3期 (2021年3月期)	第4期 (2022年3月期)	第5期 (2023年3月期)	第6期 (当事業年度) (2024年3月期)
売 上 高 (千円)	568,333	1,631,907	2,470,266	4,320,169
経 常 利 益 又は経常損失 (△) (千円)	2,126	224,787	△54,399	378,685
当 期 純 利 益 又は当期純損失 (△) (千円)	32,026	149,640	△68,449	225,032
1株当たり当期純利益 又は当期純損失 (△) (円)	7.63	33.68	△15.41	49.91
総 資 産 (千円)	245,496	843,481	1,341,605	1,903,977
純 資 産 (千円)	145,241	298,974	230,524	684,467
1株当たり純資産額 (円)	15.13	49.74	34.33	138.88

- (注) 1. 1株当たり当期純利益又は当期純損失(△)は、期中平均発行済株式数により算出しております。
2. 第3期、第4期及び第5期の1株当たり純資産額は、期末純資産額から「期末発行済優先株式数×発行価額」を控除した金額を、期末発行済普通株式数で除して算出しております。
3. 「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号 2020年3月31日)等を第4期の期首から適用しており、第4期、第5期、第6期に係る主要な経営指標等については、当該会計基準等を適用した後の指標等となっております。
4. 当社は2023年9月1日付で普通株式1株につき100株の株式分割を行っておりますが、第3期の期首に当該株式分割が行われたと仮定して、1株当たり当期純利益又は当期純損失(△)及び1株当たり純資産額を算定しております。
5. 当社は2024年4月1日付で普通株式1株につき3株の株式分割を行っておりますが、第3期の期首に当該株式分割が行われたと仮定して、1株当たり当期純利益又は当期純損失(△)及び1株当たり純資産額を算定しております。

## (5) 対処すべき課題

### ①ブランドポートフォリオの多様化

当社は、主力ブランドの売上安定化を図るとともに継続的に新規ブランド及び商品を生み出し、特定のブランド及び商品への依存度合いを下げ、リスクの分散を図ることが重要であると考えております。ブランドポートフォリオのさらなる多様化のために、優秀な人材配置、販促活動の強化による顧客化推進、自社ECサイトのYZ Storeの強化等に取り組むとともに、ブランド運営においては、客観的な撤退基準を設け、基準を充足しない場合には撤退の意思決定を検討するなど、リスク管理を図った上で、ブランド運営を行っております。これらの取り組みにより、規律ある投資とブランドポートフォリオの多様化に取り組んでまいります。

### ②システム及び物流機能の強化

当社の主要事業は消費者への直販を中心としたアパレル商品の販売事業であることから、安定した事業運営を行うにあたっては、消費者の増加に対応可能な物流機能の強化が重要であると考えております。当社のビジネスモデルにおける物流機能には在庫の保管及び入出庫の管理が必要不可欠であり、物流機能と物流コストの最適化を追求することが、経営上、特に重要な要素となります。今後におきましては、引き続きシステムの強化による安定性及び効率化に取り組んでまいります。

### ③商品力の強化

当社は、ファッション感度の高い顧客ニーズへの対応を図るため、引き続きSNSを中心として、流行の状況のリサーチを徹底することにより、商品力の強化につなげるとともに、当社内の複数のブランド間での成功事例やノウハウの共有を図ることにより、ヒット商品、ブランドの再現性の向上に取り組んでまいります。

### ④インターネット販売の強化

当社は、アパレル事業の開始当初から、ECを中心とした販売を行ってきました。そのため、ECサイト経由の売上は71.8%（第6期）と、実店舗等のオフラインを中心とした事業展開を行ってきた一般的なアパレル企業と比べ、高い水準にあります。コロナ禍での消費者の生活様式の変化に伴い、インターネット販売の需要が高まるとともに一層のサービスレベル向上が求められると認識しており、引き続き自社ECサイトの強化、システムの見直し、消費者の利便性を向上するサービスの実装、優秀な人材配置、販促活動の強化による顧客化推進等に取り組んでまいります。

#### ⑤M&Aの検討

当社は、継続的に高い成長を実現するため、日々企業買収の検討を行っております。アパレル業界は消費低迷や消費者ニーズの多様化から、競争力の弱い一部の企業においては、販売不振に陥っている状況にあると考えております。今後の業界再編の中で、本業の不振などの課題に直面し、事業もしくは企業そのものの売却を検討する企業が現れるものと考えております。また、このような企業のほか、当社のブランドポートフォリオにおいて開拓余地のある分野（例えば、Y世代向けのレディース分野）に強みがある企業を買収することで、当社の企業価値を高めることができると考えているため、M&Aを経営戦略のうちの重要な1つと位置付け、日々案件のソーシングを行うとともに、収益性及び当社とのシナジー効果を慎重かつ十分に検討した上で、実施してまいります。

#### ⑥SNSを通じた認知拡大

当社は、Z世代が主な顧客層であり、SNSでの継続的な認知獲得が売上に寄与しているものと考えております。そのため、自社SNSコンテンツの認知拡大が特に重要であると考えております。当社はクリエイティブ職の育成と採用の継続的な強化により自社SNSによる発信力を高め、Z世代へのさらなる認知向上に取り組んでまいります。

#### ⑦実店舗販売の強化

当社は、継続的に高い成長を実現するため、2022年4月より実店舗の運営を行っており、2024年3月には23店舗を展開しております。期間限定店舗を活用して需要の調査を慎重に行った後、SNSでの集客力を活かした小型店舗での展開が中心となっております。当社は、東京、名古屋、大阪等の都市部を中心に実店舗の拡大に取り組んでまいります。

### (6) 重要な親会社及び子会社の状況

該当事項はありません。

## (7) 主要な事業内容 (2024年3月31日現在)

事業	事業内容
アパレル事業	<p>アパレル事業は、自社EC販売（直接販売）、プラットフォーム経由販売、実店舗販売、卸販売から構成されております。</p> <p>（自社EC販売）</p> <p>当社の自社ブランド商品を製造し、自社オンラインストアで販売する形態でありませぬ。</p> <p>（プラットフォーム経由販売）</p> <p>他社の運営するECプラットフォームに出店し、商品を販売する形態であります。なお、当事業年度までは株式会社ZOZOが運営する「ZOZOTOWN」経由の販売のみで構成されております。</p> <p>（実店舗販売）</p> <p>当社の運営する店舗で自社ブランド商品を販売する形態であります。</p> <p>（卸販売）</p> <p>当社の自社商品及び仕入れた商品を、他社店舗に販売して納入し、当該他社店舗が顧客に対して販売する形態であります。</p>

## (8) 主要な事業所 (2024年3月31日現在)

名称	所在地
本社	東京都世田谷区北沢2丁目5-2 下北沢ビッグベン4階

## (9) 従業員の状況 (2024年3月31日現在)

従業員数	前事業年度末比増減	平均年齢	平均勤続年数
70名	23名増	25.7歳	1年11ヶ月

(注) 従業員数には臨時従業員103名は含まれておりませぬ。

## (10) 主要な借入先及び借入額 (2024年3月31日現在)

借入先	借入額 (千円)
株式会社みずほ銀行	248,274
株式会社三井住友銀行	263,328
株式会社りそな銀行	130,007

## (11) その他会社の現況に関する重要な事項

当社は、2023年12月27日に東京証券取引所グロース市場に上場しておりませぬ。

## 2. 会社の株式に関する事項（2024年3月31日現在）

- (1) 発行可能株式総数 5,922,800株
- (2) 発行済株式総数 1,565,700株（うち、自己株式65株）
- (3) 当事業年度末の株主数 1,292名

### (4) 大株主

株 主 名	持 株 数	持 株 比 率
片 石 貴 展	425,300株	27.16%
株 式 会 社 Z O Z O	300,000株	19.16%
株 式 会 社 p o o l	148,100株	9.46%
山 口 貴 弘	78,200株	4.99%
株 式 会 社 S B I 証 券	55,400株	3.54%
楽 天 証 券 株 式 会 社	53,200株	3.40%
瀬 之 口 和 磨	47,200株	3.01%
株式会社日本カストディ銀行（信託口）	40,300株	2.57%
A K パ ー ト ナ ー ズ 株 式 会 社	30,300株	1.94%
GOLDMAN SACHS INTERNATIONAL	22,000株	1.41%

(注) 持株比率は、自己株式（65株）を控除し、小数点以下第3位を四捨五入して算出しております。

### (5) その他株式に関する重要な事項

- ① 当社は、2023年8月31日付の取締役会決議に基づき、2023年9月1日付で普通株式1株を100株に分割し、発行済株式総数は1,480,700株となりました。あわせて発行可能株式総数について5,922,800株に定款を変更しました。
- ② 当社は、2024年3月8日付の取締役会決議に基づき、2024年4月1日付で普通株式1株を3株に分割し、発行済株式総数は4,697,100株となりました。あわせて発行可能株式総数について17,768,400株に定款を変更しました。

### 3. 会社の新株予約権等に関する事項（2024年3月31日現在）

#### (1) 当事業年度の末日において、当社役員が保有している職務執行の対価として交付された新株予約権の状況

	第5回新株予約権
決議年月日	株主総会決議：2023年8月31日
保有人数（社外取締役を除く）	当社取締役 1名
新株予約権の数	544個
新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数	普通株式 54,400株
新株予約権の払込価格	払込を要しない
新株予約権の行使時の払込金額	1株当たり145円
新株予約権の行使期間	自 2025年9月1日 至 2033年8月31日
新株予約権の行使の条件	(注) 1

(注) 1. 新株予約権の行使の条件は以下のとおりです。

- (ア) 本新株予約権の行使は、行使しようとする本新株予約権又は権利者について本新株予約権の発行要項に定める取得事由が発生していないことを条件とし、取得事由が生じた本新株予約権の行使は認められないものとする。但し、当社が特に行使を認めた場合はこの限りでない。
  - (イ) 権利者は、当社の株式のいずれかの金融商品取引所への上場がなされるまでの期間は、本新株予約権を行使することはできないものとする。但し、当社が特に行使を認めた場合はこの限りでない。
  - (ウ) 本新株予約権の行使は権利者が生存していることを条件とし、権利者が死亡した場合、本新株予約権は相続されず、本新株予約権は行使できなくなるものとする。
  - (エ) 本新株予約権の行使は1新株予約権単位で行うものとし、各新株予約権の一部の行使は認められないものとする。
2. 2023年9月1日付で行った普通株式1株を100株とする株式分割により、「新株予約権の目的となる株式の数」及び「新株予約権の行使時の払込金額」は調整されております。
  3. 2024年4月1日付で普通株式1株を3株とする株式分割を行っております。「新株予約権の目的となる株式の数」及び「新株予約権の行使時の払込金額」は、株式分割前の株式数及び金額を記載しております。

## (2) 当事業年度中に職務執行の対価として従業員等に対し交付した新株予約権の状況

	第5回新株予約権
決議年月日	株主総会決議：2023年8月31日
付与対象者の区分及び人数	使用人 40名
新株予約権の数	832個
新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数	普通株式 83,200株
新株予約権の払込価格	払込を要しない
新株予約権の行使時の払込金額	1株当たり145円
新株予約権の行使期間	自 2025年9月1日 至 2033年8月31日
新株予約権の行使の条件	上記(1)の(注)1

- (注) 1. 上記のうち、49個(4,900株)は退職により権利を喪失しております。
2. 2023年9月1日付で行った普通株式1株を100株とする株式分割により、「新株予約権の目的となる株式の数」及び「新株予約権の行使時の払込金額」は調整されております。
3. 2024年4月1日付で普通株式1株を3株とする株式分割を行っております。「新株予約権の目的となる株式の数」及び「新株予約権の行使時の払込金額」は、株式分割前の株式数及び金額を記載しております。

## (3) その他新株予約権等に関する重要な事項

該当事項はありません。

## 4. 会社役員に関する事項

### (1) 取締役及び監査役の氏名等（2024年3月31日現在）

氏名	地位	重要な兼職の状況
片石 貴 展	代表取締役社長	
瀬之口 和 磨	取 締 役	
廣 瀬 文 慎	取 締 役	株式会社Zozo 取締役兼COO 株式会社ココペリ 社外監査役 株式会社ヒュープロ 社外取締役
佐々木 翔 平	取 締 役	株式会社XAI 社外監査役 株式会社Pathee 社外監査役 株式会社ZEALS 社外監査役 株式会社ISSUE 社外取締役 有限会社カイカイキキ COO 株式会社コノセル 社外監査役
井 桁 遥	常 勤 監 査 役	
千 原 真 衣 子	監 査 役	弁護士法人片岡総合法律事務所 パートナー ビジョナル株式会社 社外取締役（監査等委員） 東京海上プライベートルート投資法人 監督役員 DM三井製糖ホールディングス株式会社 社外取締役（監査等委員）
石 久 保 好 明	監 査 役	株式会社MIグロースパートナーズ 代表取締役 公認会計士石久保好明事務所 代表

- (注) 1. 取締役廣瀬文慎氏及び取締役佐々木翔平氏は、社外取締役であります。
2. 監査役井桁遥氏、監査役千原真衣子氏及び監査役石久保好明氏は、社外監査役であります。
3. 取締役廣瀬文慎氏はアパレル業界における企業での幅広い経験から、アパレル業界及び企業経営に関する相当程度の知見を有しております。
4. 取締役佐々木翔平氏は複数の会社での取締役や監査役での豊富な経験から、企業経営に関する相当程度の知見を有しております。
5. 監査役井桁遥氏は、上場会社及び上場準備会社における株主総会、IR、株式事務、M&Aを含む総務・法務等の経験から、企業法務に関する相当程度の知見を有しております。
6. 監査役千原真衣子氏は、弁護士の資格を有しており、企業法務に関する相当程度の知見を有しております。
7. 監査役石久保好明氏は、公認会計士の資格を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。
8. 当社は、取締役佐々木翔平氏、監査役井桁遥氏、監査役千原真衣子氏及び監査役石久保好明氏を株式会社東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。

## (2) 当事業年度中の取締役の異動

取締役児玉和宏氏は、2023年11月1日をもって辞任いたしました。

氏名	辞任日	辞任時の地位・担当及び重要な兼職の状況
児玉和宏	2023年11月1日	社外取締役 ジーエフ株式会社 取締役会長 ジーエフホールディングス株式会社 代表取締役会長兼社長 株式会社プロルート丸光 社外取締役

## (3) 責任限定契約の内容の概要

当社と社外取締役及び社外監査役は、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令が規定する最低責任限度額としております。なお、当該責任限定が認められるのは、当該社外取締役又は社外監査役が責任の原因となった職務の遂行について善意でかつ重大な過失がないときに限られます。

## (4) 役員等賠償責任保険契約の内容の概要

当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しております。当該保険契約の被保険者の範囲は当社の取締役、監査役、執行役員及び管理職従業員であり、被保険者は保険料を負担しておりません。当該保険契約により保険期間中に被保険者に対して提起された損害賠償請求にかかる訴訟費用及び損害賠償金等が填補されることとなります。

ただし、被保険者の職務の執行の適正性が損なわれないようにするため、当該被保険者が法令違反の行為であることを認識して行った行為に起因して生じた損害の場合には填補の対象とならないなど、一定の免責事由があります。

## (5) 取締役及び監査役の報酬等の総額

当事業年度に係る取締役及び監査役の報酬等

### ① 役員報酬等の内容の決定に関する方針等

当社の役員報酬等に関する株主総会の決議年月日は2022年6月30日であり、取締役の報酬限度額につき年額100,000千円以内、監査役の報酬限度額につき年額50,000千円以内と決議しております。また別枠で、2023年8月31日開催の臨時株主総会において、ストック・オプション報酬の付与を決議しております。当該株主総会終結時点の付与対象となる取締役の員数は2名（うち、社外取締役1名）です。

当社は定時株主総会において定められた報酬限度内において、個別の役員報酬の算定についての決定方針は定めておりません。なお、各取締役の報酬等につきましては、各取締役に求められる職責及び能力等を総合的に勘案するのに加えて、業績、経済状況、競合他社の報酬水準等を総合的に考慮して、株主総会で決定した報酬総額の限度内において取締役会にて一任を受けた代表取締役社長の片石貴展が業務執行取締役以外の役員である取締役及び監査役と協議の上、決定しております。当該一任の理由は、各取締役の評価を行うにあたり、当社の企業理念を深く理解し業績を全体的かつ俯瞰的に把握している代表取締役社長が最も適していると考えられるためであります。

監査役の報酬等につきましては、株主総会で決議された報酬限度額の範囲内で、監査役の協議を経て決定しております。

## ② 取締役及び監査役の報酬等の総額等

役員区分	報酬等の総額 (千円)	報酬等の種類別の総額 (千円)			対象となる 役員の員数 (人)
		基本報酬	業績連動 報酬等	非金銭報酬等	
取締役 (うち社外取締役)	55,210 (1,773)	42,500 (1,700)	— (—)	12,710 (73)	5 (3)
監査役 (うち社外監査役)	8,880 (8,880)	8,880 (8,880)	— (—)	— (—)	3 (3)

- (注) 1. 取締役の報酬等の額には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まれておりません。
2. 取締役の報酬限度額は、2022年6月30日開催の第4回定時株主総会決議により年額100百万円以内（ただし、使用人分給与は含まない。）と定められております。当該株主総会終結時点の取締役の員数は4名（うち、社外取締役1名）です。また別枠で、2023年8月31日開催の臨時株主総会において、ストック・オプション報酬の付与を決議しております。当該株主総会終結時点の付与対象となる取締役の員数は2名（うち、社外取締役1名）です。
3. 非金銭報酬として取締役に對して株式報酬を付与しております。当該株式報酬の内容及びその交付状況は3. 会社の新株予約権等に関する事項に記載のとおりです。
4. 監査役の報酬限度額は、2022年6月30日開催の第4回定時株主総会決議により年額50百万円以内と定められております。当該株主総会終結時点の監査役の員数は3名です。
5. 当事業年度末日時点の取締役4名（うち社外取締役は2名）、監査役は3名（うち社外監査役は3名）であります。上記の支給員数と相違しておりますのは、2023年11月1日に退任した取締役1名が含まれているためであります。

## (6) 社外役員に関する事項

- ① 他の法人等の重要な兼職の状況及び当社と当該他の法人等との関係
- ・取締役廣瀬文慎氏は、株式会社ＺＯＺＯ取締役兼ＣＯＯであります。同社は当社とＺＯＺＯＴOWNへの出店に関する取引関係があります。また、株式会社ココペリ社外監査役、株式会社ヒュープロ社外取締役であります。当社と兼職先との間には特別な利害関係はありません。
  - ・取締役佐々木翔平氏は、株式会社ＸＡＩ社外監査役、株式会社Ｐａｔｈｅｅ社外監査役、株式会社ＺＥＡＬＳ社外監査役、株式会社ＩＳＳＵＥ社外取締役、有限会社カイカイキキＣＯＯ、株式会社コノセル社外監査役であります。当社と兼職先との間には特別な利害関係はありません。
  - ・取締役児玉和宏氏は、ジーエフ株式会社取締役会長、ジーエフホールディングス株式会社代表取締役会長兼社長、株式会社プロルート丸光社外取締役であります。当社とジーエフ株式会社は取引を行っておりますが、同社との取引は、定型的取引のみであり、その条件は第三者との通常の取引と著しく相違するものではなく、当社と同社の事業活動は相互に大きく依存する状況にはございません。その他、当社と兼業先との間には特別な関係はありません。
  - ・監査役千原真衣子氏は、弁護士法人片岡総合法律事務所パートナー、ビジュアル株式会社社外取締役（監査等委員）、東京海上プライベートルート投資法人監督役員、DM三井製糖ホールディングス株式会社社外取締役（監査等委員）であります。当社と兼職先との間には特別な利害関係はありません。
  - ・監査役石久保好明氏は、株式会社M1グロースパートナーズ代表取締役、公認会計士石久保好明事務所代表であります。当社と兼職先との間には特別な利害関係はありません。

② 当事業年度における主な活動状況

氏 名	出席状況及び発言状況並びに当該社外役員が果たすことが期待される役割に関して行った職務の概要
取締役 廣 瀬 文 慎	社外取締役就任後に開催されましたすべての取締役会に出席いたしました。出席した取締役会において、アパレル業界における企業での幅広い経験に基づき、当社の経営全般に関する意見・助言を適宜行い、取締役会の意思決定の妥当性及び適正性を確保するための適切な役割を果たしております。
取締役 佐々木 翔 平	社外取締役就任後に開催されましたすべての取締役会に出席いたしました。出席した取締役会において、複数の会社での取締役や監査役での豊富な経験に基づき、当社の経営全般に関する意見・助言を適宜行い、取締役会の意思決定の妥当性及び適正性を確保するための適切な役割を果たしております。
監査役 井 桁 遥	当事業年度に開催されましたすべての取締役会及び監査役会に出席いたしました。出席した取締役会及び監査役会において、上場会社及び上場準備会社における総務・法務等での豊富な経験に基づき、公正な客観的な立場から、経営の適法性及び妥当性を確保するための発言を適宜行っております。また、常勤監査役として、稟議制度の運用状況の確認や重要会議への出席を通じた意思決定の過程及び取締役の業務執行状況の監査を行っております。
監査役 千 原 真衣子	当事業年度に開催されましたすべての取締役会及び監査役会に出席いたしました。出席した取締役会及び監査役会において、弁護士としての専門的見地と豊富な経験に基づき、公正な客観的な立場から、経営の適法性及び妥当性を確保するための発言を適宜行っております。
監査役 石久保 好 明	当事業年度に開催されましたすべての取締役会及び監査役会に出席いたしました。出席した取締役会及び監査役会において、公認会計士としての専門的見地と豊富な経験に基づき、財務会計分野はもとより、経営全般に対する発言を適宜行っております。

- (注) 1. 当事業年度における取締役会の開催回数は14回であります。  
 2. 当事業年度における監査役会の開催回数は12回であります。

## 5. 会計監査人に関する事項

### (1) 会計監査人の名称

有限責任監査法人トーマツ

### (2) 報酬等の額

	支 払 額
当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額	32,000千円

- (注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。
2. 監査役会は、会計監査人の監査計画の内容、会計監査の職務遂行状況及び報酬見積りの算出根拠等が適切であるかどうかについて必要な検証を行った上で、会計監査人の報酬等について同意の判断をいたしました。

### (3) 非監査業務の内容

当社は、有限責任監査法人トーマツに対して、公認会計士法第2条第1項の業務以外に、新規上場に係るコンフォートレター作成業務についての対価を支払っております。

### (4) 会計監査人の解任又は不再任の決定方針

監査役会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号の何れかに該当すると認められる場合は、監査役全員の同意のもとに会計監査人を解任いたします。

また、監査役会は会計監査人が会計監査を適切に遂行できないと判断されるときは、当該会計監査人の解任又は不再任に係る議案を決定し、取締役会決議を経て株主総会へ提出いたします。

## 6. 会社の体制及び方針

当社は会社法及び会社法施行規則に定める業務の適正を確保するための体制について、「内部統制システム構築の基本方針」を定め、取締役会において決議しております。その概要は以下のとおりです。

### (1) 業務の適正を確保するための体制

- ア 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制
  - i. 当社は、法令をはじめ、「文書管理規程」「情報セキュリティ管理規程」その他社内規程に基づき、情報の保存・管理を行う。
  - ii. 代表取締役は、取締役の職務執行に係る情報の保存・管理に関する全社的な統括を行う責任者を取締役より任命する。
  - iii. コーポレート本部担当役員は、取締役の職務執行に係る情報を社内規程に基づいて記録として保存・保管する。
  - iv. 保管される記録は、随時、取締役、監査役が閲覧可能な検索性の高い状況で保存・保管する。
- イ 損失の危険の管理に関する規程その他の体制
  - i. 企業の目的並びに事業の目的に多大な影響を与える可能性のある事象(リスク)に対処できるよう、管理体制を構築する。
  - ii. 「リスク管理・コンプライアンス規程」に基づき、財務リスクに対する評価を行い、リスクの回避・低減させる対応を取る。
  - iii. 使用人による情報漏洩による不正行為抑制のため、「インサイダー取引防止規程」を定める。
- ウ 財務報告の信頼性を確保するための体制
  - i. 当社は、財務情報の適正性を確保し、信頼性のある財務報告を作成・開示するために、必要な体制を整備する。
  - ii. 当社の内部監査担当者は、財務報告に係る内部統制システムの運用状況を監査することにより、当社の財務報告の信頼性を確保する。
- エ 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
  - i. 当社は、取締役会を月1回開催するほか、必要に応じて臨時に開催し、重要事項の決定並びに取締役の業務執行状況の監督等を行う。
  - ii. 全取締役は、当社業務をそれぞれ所管し、適切に進捗状況を確認し、業務執行に関する効率化を図る。
  - iii. 業務運営については、将来の事業環境等を踏まえ中期経営計画及び各年度予算を立案し、全社的な目標を設定する。
  - iv. 各部は、その目標達成に向けて具体的な施策を立案し実行する。
  - v. 効率的な職務執行のため、「業務分掌規程」、「職務権限規程」により必要

- な職務の範囲及び権限を明確にする。
- vi. 環境変化に対応するため、機動的な組織変更を実施する。
- オ 取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
- i. 法令及び定款に適合すべく社内規程の見直しを随時行い、必要に応じ社内教育を実施し、使用人による業務執行に対する意識を高める。
  - ii. 「取締役会規程」、「監査役会規程」、「就業規則」において、業務の適正な執行に対する体制を定義する。
  - iii. 内部通報制度を構築し、法令及び定款遵守の推進については、役員及び社員等が、それぞれの立場で自らの問題として捉え業務運営にあたるよう、研修等を通じて指導する。
  - iv. 内部監査体制を構築し、業務執行の適法性を監査する。
- カ 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項
- i. 監査役の職務を補助すべき使用人は、内部監査担当者とする。
- キ 監査役の職務を補助すべき使用人の取締役からの独立性に関する事項
- i. 内部監査担当者に対する人事異動・人事評価・懲戒処分については、監査役の事前の同意を得るものとする。
- ク 監査役がその職務を補助すべき使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項
- i. 監査役の職務を補助すべき使用人に対して監査役は、監査業務に必要な指揮命令権を有する。
- ケ 監査役への報告に関する体制
- i. 取締役及び使用人が監査役に報告するための体制
    - ① 取締役は、会社に著しい損害を及ぼすおそれのある事実を発見した場合、法令及び社内規程に従い、直ちに監査役に報告する。
    - ② 認識するリスクに対して内部監査担当者による内部監査を行い、内部監査担当者は、その結果を監査役会に報告する。
- コ 監査役に報告した者が、当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制
- i. 「リスク管理・コンプライアンス規程」に準じ、当該報告をした者に対し、解雇その他いかなる不利益取扱いの禁止のほか、職場環境等が悪化することの無いような措置を講ずる。
- カ 監査役がその職務の執行について生ずる費用の前払又は償還の手続その他の当該職務の執行について生ずる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項
- i. 監査役会は、職務の執行上必要と認める費用について、あらかじめ予算を計上する。

- ii. 緊急、又は臨時の支出が必要となった費用の前払い、及び支出した費用の償還を会社に請求することができる。
  - iii. 監査費用の支出については、効率性及び適正性に留意する。
- シ その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制
- i. 監査役の実効性を確保するため、「監査役監査基準」、「内部監査規程」を制定する。
  - ii. 監査役は、取締役会のほか、会社の重要な意思決定の過程及び業務の執行状況を把握する。
  - iii. 会社の重要な会議に出席するとともに、主要な稟議書その他業務執行に関する重要な文書を閲覧し、必要に応じて取締役、又は使用人にその説明を求める。
  - iv. 内部監査と監査役監査の連携の意義・目的を十分理解し、内部監査と監査役監査の連携及び相互補完を図る。
- ス 反社会的勢力排除に向けた体制
- i. 当社は、「反社会的勢力対応規程」を定め、社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力に対しては毅然とした対応で臨み、一切関係を持たないことを宣言し、役職員に周知徹底する。

## (2) 業務の適正を確保するための体制の運用状況

業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要は以下のとおりです。

ア 損失の危険の管理に関する規程その他の体制並びに取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制の運用状況「リスク管理・コンプライアンス規程」を整備し、当該規程に基づき、リスク管理体制の構築、コンプライアンス体制の強化を行っております。その一環として、リスク管理・コンプライアンス委員会を開催し、リスクの洗い出し及びそのリスクへの対策を講じました。また、コンプライアンス研修として、情報管理、インサイダー取引、ハラスメント、労務管理に関する研修を取締役及び使用人を対象に行うとともに、社内規程も随時見直し、社内のコンプライアンス体制を強化しました。さらに、「内部通報規程」を整備し、当該規程に基づき、社内の通報窓口及び外部の通報窓口を設置し、社内サイトを通じて当該内部通報制度を周知しております。取締役の職務の執行に係る情報として株主総会、取締役会等の重要な会議の議事録は、社内規程に基づきコーポレート本部が保存・保管しております。さらに、「反社会的勢力対応規程」に基づき反社会的勢力とは一切関係を持たないために新規取引先及び継続取引先に対するチェック体制を整備しております。

- イ 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制の運用状況「取締役会規程」に基づき、定時取締役会を毎月1回、必要に応じて臨時取締役会を開催し、法令等に定められた事項や経営方針、予算の策定、組織体制など、経営に関する重要事項の意思決定を行うとともに、取締役間の意思疎通を図り、相互に職務執行の監督を行いました。
- ウ 内部監査室に関する運用状況内部監査室が策定した内部監査計画に基づき、当社各部門に対して、リスク管理状況、財務報告に係る内部統制システムの運用状況並びに業務遂行状況について内部監査を実施し、その結果を代表取締役社長、取締役会並びに監査役会に報告しました。また、適宜監査役と情報交換を行いました。
- エ 監査役の職務執行に関する運用状況監査役は、取締役会並びに取締役及び執行役員で構成される経営会議への出席や、代表取締役社長や各部門責任者との定期的な意見交換のほか、内部監査室の監査結果等を通じて監査の実効性を確保し、監査役監査基準及び監査計画に基づき監査を実施しました。また、取締役及び内部監査担当者が会社に損害を及ぼすおそれのある事実等を発見した場合には、速やかに監査役へ報告する体制を整備しております。

## 7. 剰余金の配当等の決定に関する方針

当社グループは、将来における安定的な企業成長と経営環境の変化に対応するために必要な内部留保資金を確保しつつ、経営成績に応じて株主への利益還元の有無を今後も検討してまいります。

## 8. 会社の支配に関する基本方針

当社では、会社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針は定めておりません。

# 貸借対照表

(2024年3月31日現在)

(単位：千円)

(資産の部)		(負債の部)	
科目	金額	科目	金額
<b>流動資産</b>	<b>1,414,321</b>	<b>流動負債</b>	<b>963,431</b>
現金及び預金	613,090	買掛金	167,328
売掛金	163,263	短期借入金	300,000
商品	501,682	一年内返済予定の長期借入金	100,410
前払費用	31,939	未払金	137,696
その他	104,345	未払法人税等	128,739
		賞与引当金	18,500
		その他	110,757
<b>固定資産</b>	<b>489,656</b>	<b>固定負債</b>	<b>256,079</b>
(有形固定資産)	135,251	長期借入金	241,199
建物(純額)	2,370	資産除去債務	14,880
建物附属設備(純額)	119,339	<b>負債合計</b>	<b>1,219,510</b>
工具、器具及び備品(純額)	13,541	<b>(純資産の部)</b>	
(無形固定資産)	250,941	株主資本	652,313
ソフトウェア	4,417	資本金	198,532
のれん	246,524	資本剰余金	202,216
(投資その他の資産)	103,462	資本準備金	202,216
敷金	65,372	利益剰余金	251,872
繰延税金資産	35,456	その他利益剰余金	251,872
その他	2,633	繰越利益剰余金	251,872
		自己株式	△306
		新株予約権	32,153
<b>資産合計</b>	<b>1,903,977</b>	<b>純資産合計</b>	<b>684,467</b>
		<b>負債純資産合計</b>	<b>1,903,977</b>

# 損益計算書

(自 2023年 4月 1日)  
(至 2024年 3月 31日)

(単位：千円)

科 目	金 額	
売 上 高		4,320,169
売 上 原 価		1,731,380
売 上 総 利 益		2,588,788
販 売 費 及 び 一 般 管 理 費		2,204,986
営 業 利 益		383,802
営 業 外 収 益		
受 取 利 息	4	
受 取 手 数 料	1,320	
そ の 他	11,304	12,629
営 業 外 費 用		
支 払 利 息	9,690	
支 払 手 数 料	3,150	
貯 蔵 品 廃 棄 損	2,592	
そ の 他	2,313	17,746
経 常 利 益		378,685
特 別 損 失		
固 定 資 産 除 却 損	18,077	18,077
税 引 前 当 期 純 利 益		360,607
法 人 税、住 民 税 及 び 事 業 税	120,692	
法 人 税 等 調 整 額	14,883	135,575
当 期 純 利 益		225,032

## 株主資本等変動計算書

(自 2023年4月1日)  
(至 2024年3月31日)

(単位：千円)

	株 主 資 本						株主資本計 合
	資 本 金	資 本 剰 余 金		利 益 剰 余 金		自 己 株 式	
		資本準備金	資本剰余金 合 計	そ の 他 利益剰余金 繰越利益 剰 余 金	利益剰余金 合 計		
当 期 首 残 高	100,000	103,684	103,684	26,840	26,840	－	230,524
当 期 変 動 額							
新 株 の 発 行	98,532	98,532	98,532	－	－	－	197,064
当 期 純 利 益	－	－	－	225,032	225,032	－	225,032
自己株式の取得	－	－	－	－	－	△306	△306
株主資本以外の項目の 当期変動額 (純額)	－	－	－	－	－	－	－
当期変動額合計	98,532	98,532	98,532	225,032	225,032	△306	421,789
当 期 末 残 高	198,532	202,216	202,216	251,872	251,872	△306	652,313

	新株予約権	純資産合計
当 期 首 残 高	－	230,524
当 期 変 動 額		
新 株 の 発 行	－	197,064
当 期 純 利 益	－	225,032
自己株式の取得	－	△306
株主資本以外の項目の 当期変動額 (純額)	32,153	32,153
当期変動額合計	32,153	453,942
当 期 末 残 高	32,153	684,467

# 個別注記表

## 1. 重要な会計方針に係る事項に関する注記

### (1) 資産の評価基準及び評価方法

販売目的で保有する棚卸資産商品  
商品

先入先出法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切り下げの方法により算定）を採用しております。

### (2) 固定資産の減価償却の方法

#### ① 有形固定資産

定額法を採用しております。

なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物	17年
建物付属設備	3～18年
工具、器具及び備品	3～8年

取得価額が10万円以上20万円未満の減価償却資産については、一括償却資産として、3年間で均等償却する方法を採用しております。

#### ② 無形固定資産

定額法によっております。

なお、主な償却年数は次のとおりであります。

ソフトウェア	5年
--------	----

### (3) 引当金の計上基準

#### ① 貸倒引当金

債権の貸倒損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率法により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

なお、当事業年度においては、貸倒実績及び貸倒懸念債権等の回収不能見込額がないため貸倒引当金は計上しておりません。

#### ② 賞与引当金

従業員に対して支給する賞与の支出に充てるため、支給見込額の当事業年度負担額を計上しております。

#### **(4) 収益及び費用の計上基準**

当社の顧客との契約から生じる収益に関する主要な事業における主な履行義務の内容及び当該履行義務を充足する通常の時点（収益を認識する通常の時点）は以下のとおりであります。

アパレル事業においては、主に衣服等の販売を行っております。当該販売については、顧客に向けて出荷した時点で収益を認識しております。

なお、商品の販売のうち、当社が代理人に該当すると判断したものについては、他の当事者が提供する商品と交換に受け取る額から当該他の当事者に支払う額を控除した純額を収益として認識しております。

#### **(5) のれんの償却方法及び期間**

のれんの償却については、その効果の発現する期間を個別に見積り、合理的な年数で定期的に償却しております。

#### **(6) その他計算書類の作成のための基本となる重要な事項**

##### **① 繰延資産の処理方法**

株式交付費

支出時に全額費用処理しております。

##### **② 外貨建の資産及び負債の本邦通貨への換算基準**

外貨建金銭債権債務は、決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。

## **2. 会計上の見積りに関する注記**

会計上の見積りにより当事業年度に係る計算書類にその額を計上した項目であって、翌事業年度に係る計算書類に重要な影響を及ぼす可能性があるものは、次のとおりです。

## (1) 商品の評価

### ① 当事業年度の計算書類に計上した金額

(千円)

	当事業年度
商品	501,682
商品評価損	8,682

(注) 商品評価損は洗替え法による戻入額相殺後の額であります。

### ② 識別した項目にかかる重要な会計上の見積りの内容に関する情報

商品の評価方法は、先入先出法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切り下げの方法により算定）によっており、期末における正味売却価額が取得原価よりも下落している場合、当該正味売却価額をもって貸借対照表価額としております。また、仕入時点から一定の期間が経過した商品もしくは撤退ブランドの商品について、帳簿価額を切り下げた価額をもって、貸借対照表価額としております。当事業年度における商品の取得原価からの簿価の切下額は38,312千円であります。当該正味売却価額について、市場動向の変化により見直しが必要となった場合、翌事業年度の計算書類に影響を及ぼす可能性があります。

## (2) のれんの評価

### ① 当事業年度の計算書類に計上した金額

(千円)

	当事業年度
のれん	246,524

## ② 識別した項目にかかる重要な会計上の見積りの内容に関する情報

当社は、株式会社A.Z.R.を吸収合併した結果、超過収益力として識別したのれんの未償却残高246,524千円を貸借対照表に計上しております。当該のれんについて、取得時の事業計画の達成状況をモニタリングすることによって、減損の兆候の有無を検討しております。減損の兆候を把握した場合には、割引前将来キャッシュ・フローの総額を事業計画に基づき算定し、帳簿価額と比較して減損損失を認識するかどうかの判定をしております。減損損失を認識すべきと判定された場合、当該のれんについては、回収可能価額まで減額し、減損損失として認識することとしております。

割引前将来キャッシュ・フロー算定の基礎となる各事業の事業計画は、将来の不確実な市場環境や競争環境の変化等により、事業計画の見直しが必要となった場合には翌事業年度の計算書類における、のれんの金額に重要な影響を与える可能性があります。

## 3. 会計上の見積りの変更に関する注記

### (商品在庫評価減見積りの変更)

当社は、商品在庫の評価基準について、仕入時点から一定の期間が経過した商品もしくは撤退ブランドの商品について帳簿価額を切り下げた価額をもって、貸借対照表価額としておりました。

この度、実店舗での販売体制が一定程度構築されたことから、当社の商品在庫の保有期間も変化しています。また、商品ライフサイクルを評価するためのデータが蓄積されたことで当該ライフサイクルの実態をより詳細に把握することが可能になりました。そのため、商品在庫に係る収益性の低下の事実をより適切に財政状態及び経営成績に反映させるため、当事業年度において、商品の帳簿価額切下げに係る評価減率について変更することとしました。

この結果、従来の方と比べて、当事業年度の売上総利益、営業利益、経常利益及び税引前当期純利益は28,919千円増加しております。

#### 4. 貸借対照表に関する注記

(1) 有形固定資産の減価償却累計額	20,128千円
(2) 関係会社に対する金銭債権及び金銭債務 (区分表示したものを除く)	
短期金銭債権	31,667千円
短期金銭債務	58千円

#### 5. 損益計算書に関する注記

(1) 関係会社との取引高	
営業取引による取引高	
営業取引 (支出分)	472,966千円

#### 6. 株主資本等変動計算書に関する注記

##### (1) 発行済株式に関する事項

(株)

株式の種類	当事業年度期首	増	加	減	少	当事業年度末
普通株式	13,165	1,552,535			-	1,565,700
A種優先株式	1,642		-	1,642		-
合計	14,807	1,552,535		1,642		1,565,700

(注) 当社は2024年4月1日付で株式1株につき3株の株式分割を行っておりますが、上記の事項は、当該株式分割前の株式数を基準としております。

##### (変動事由の概要)

普通株式の増加数の主な内容は次のとおりであります。

種類株式の取得事由の発生に伴う交付による増加	1,642株
株式分割による増加	1,465,893株
公募による新株式の発行による増加	85,000株

種類株式の減少は、当該株式の取得事由の発生に伴い取得した自己株式を消却したことによるものであります。

## (2) 自己株式に関する事項

(株)

株式の種類	当事業年度期首	増	加	減	少	当事業年度末
普通株式	—	65	—	—	—	65
A種優先株式	—	1,642	—	1,642	—	—
合計	—	1,707	—	1,642	—	65

(注) 当社は2024年4月1日付で株式1株につき3株の株式分割を行っておりますが、上記の事項は、当該株式分割前の株式数を基準としております。

### (変動事由の概要)

普通株式の自己株式の株式数の増加65株は、単元未満株式の買取りによる増加であります。

種類株式の自己株式の増加は、2023年8月7日付でA種優先株式のすべてを自己株式として取得し、対価としてA種優先株式1株につき、普通株式1株を交付したことによるものであります。また、種類株式に係る自己株式の減少は、2023年8月10日開催の取締役会決議により、2023年8月30日付で会社法第178条に基づきすべて消却したことによるものであります。

## (3) 当事業年度中に行った剰余金の配当に関する事項

### ① 配当金支払額等

該当事項はありません。

### ② 基準日が当事業年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌事業年度になるもの

該当事項はありません。

## (4) 当事業年度末日の新株予約権（権利行使期間の初日が到来していないものを除く）の目的となる株式の種類及び数

普通株式 0株

## 7. 金融商品に関する注記

### (1) 金融商品の状況に関する事項

#### ① 金融商品に関する取組方針

当社は、資金運用については短期的な預金等に限定し、投機的な取引は行わない方針であります。また、資金調達については主に金融機関からの借入により調達しております。

#### ② 金融商品の内容及びそのリスク

営業債権である売掛金は顧客の信用リスクに晒されております。

敷金は、主に本社オフィス及び店舗の賃貸借契約に基づくものであり、差入先の信用リスクに晒されております。

営業債務である買掛金、未払金、未払費用、未払法人税等及び預り金は、1年以内の支払期日であります。また、営業債務については、流動性リスクに晒されております。

また、借入金については、運転資金及び設備投資に係る資金調達を目的としたものであり、このうち一部は、金利の変動リスクに晒されております。

#### ③ 金融商品に係るリスク管理体制

##### ・信用リスク（取引先の契約不履行に係るリスク）の管理

売掛金に係る顧客の信用リスクは、与信管理規程に沿ってリスク低減を図っております。また、売掛金については、期日管理及び残高管理を行う等によりリスク低減に努めております。

敷金については、差入先の信用状況を把握することにより、リスク低減を図っております。

##### ・市場リスク（為替や金利等の変動リスク）の管理

借入金に係る支払金利の変動リスクを抑制するために、定期的に市場金利の状況を把握しております。

##### ・資金調達に係る流動性リスク（支払期日に支払いを実行できなくなるリスク）の管理

当社は、各部署からの報告に基づきコーポレート部門が適時に資金繰計画を作成・更新するとともに、手許流動性を維持することにより、流動性リスクを管理しております。

④ 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することもあります。

⑤ 信用リスクの集中

当期の貸借対照表日現在における営業債権のうち83%が販売代金の回収業務を委託している上位5社に対するものであります。

**(2) 金融商品の時価等に関する事項**

2024年3月31日（当期の決算日）における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。

(単位：千円)

	貸借対照表計上額	時 価	差 額
敷金（※）3	50,279	42,271	△8,007
資 産 計	50,279	42,271	△8,007
長期借入金 (一年内返済予定を含む)	341,609	339,597	△2,011
負 債 計	341,609	339,597	△2,011

- (※) 1. 「現金及び預金」については、現金であること、及び預金が短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似するものであることから、記載を省略しております。
2. 「売掛金」、「買掛金」、「短期借入金」、「未払金」、「未払費用」、「未払法人税等」、「預り金」は短期間で決済されるため時価が帳簿価額と近似することから、注記を省略しております。
3. 貸借対照表における「敷金」の金額と金融商品の時価における「貸借対照表計上額」との差額は、当事業年度末における敷金の回収が最終的に見込めないと認められる金額（賃借建物の原状回復費用見込額）の未償却残高であります。

### (3) 金融商品の時価の適切な区分ごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に係るインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の3つのレベルに分類しております。

レベル1の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、活発な市場において形成される当該時価の算定の対象となる資産又は負債に関する相場価格により算定した時価

レベル2の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、レベル1のインプット以外の時価の算定に係るインプットを用いて算定した時価

レベル3の時価：観察できない時価の算定に係るインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

① 時価をもって貸借対照表計上額とする金融商品

該当事項はありません。

② 時価をもって貸借対照表計上額としない金融商品

(単位：千円)

区 分	時 価			
	レベル1	レベル2	レベル3	合 計
敷金	－	42,271	－	42,271
資 産 計	－	42,271	－	42,271
長期借入金 (一年内返済予定を含む)	－	339,597	－	339,597
負 債 計	－	339,597	－	339,597

(注) 時価の算定に用いた評価技法及び時価の算定に係るインプットの説明  
敷金

敷金については、将来キャッシュ・フローを残存期間に対応する国債の利回りで割り引いた現在価値によって算定しており、レベル2に分類しております。

長期借入金（一年内返済予定分を含む）

残存期間における元利金の合計額を、同様の新規借入を行った場合に想定される利率で割り引いた現在価値によって算定しており、レベル2に分類しております。

## 8. 税効果会計に関する注記

繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

繰延税金資産 (単位：千円)	
賞与引当金	4,746
棚卸資産評価損	13,566
敷金	4,032
資産除去債務	4,434
未払事業税	9,452
資産調整勘定	11,595
繰延税金資産小計	47,825
評価性引当額	△8,466
繰延税金資産合計	39,360
繰延税金負債	
未収事業税	114
資産除去債務	3,789
繰延税金負債合計	3,904
繰延税金資産の純額	35,456

## 9. 関連当事者との取引に関する注記

### (1) 親会社及び法人主要株主等

種 類	会社等の名称	議決権等の所有 (被所有) 割合 (%)	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額 (千円)	科 目	期末残高 (千円)
その他の関係会社	株式会社ZOZO	(被所有) 直接 19.2%	業務提携	プラットフォームサービスの利用	454,120	売掛金	31,642

- (注) 1. 上記金額のうち、取引金額には消費税等が含まれておりませんが、期末残高には消費税等が含まれております。  
 2. 取引条件及び取引条件の決定方針等  
 当社と関連を有しない会社との取引と同様に、取引規模等を総合的に勘案し交渉の上決定しております。  
 3. プラットフォームサービスの利用におけるエンドユーザーに対する販売代金の未精算残高を記載しております。

### (2) 役員及び個人主要株主等

種 類	会社等の名称又は氏名	議決権等の所有 (被所有) 割合 (%)	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額 (千円)	科 目	期末残高 (千円)
役員及びその近親者	片石貴展	(被所有) 直接 27.2% 間接 9.5%	債務被保証	当社事務所に対する債務被保証	42,626	—	—

- (注) 1. 当社は、店舗の不動産賃貸借契約に対して代表取締役社長片石貴展より債務保証を受けております。なお、債務保証の取引金額は、賃借料を記載しており、期末の未払賃借料はありません。なお、保証料の支払いは行っておりません。

## 10. 収益認識に関する注記

### (1) 顧客ごとの契約から生じる収益の分解情報

区分	当事業年度 (自 2023年4月1日 至 2024年3月31日)	
	直接販売	1,706,663千円
委託販売（他社EC）	1,394,398	
実店舗	1,118,139	
卸売	90,257	
その他	10,709	
顧客との契約から生じる収益	4,320,169	

### (2) 顧客ごとの契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報

収益を理解するための基礎となる情報は「1. 重要な会計方針に係る事項に関する注記（4）収益及び費用の計上基準」に記載のとおりであります。

### (3) 当事業年度及び翌事業年度以降の収益の金額を理解するための情報

#### ① 契約資産及び契約負債の残高等

区 分	当事業年度	
	期首残高（千円）	期末残高（千円）
顧客との契約から生じた債権		
売掛金	118,291	163,263
契約負債	5,530	7,360

貸借対照表上、契約負債は「その他の流動負債」に計上しております。契約負債は、顧客から受領した履行義務充足前の前受金に関するものであり、収益の認識に伴い取り崩されます。期首現在の契約負債残高は、すべて当事業年度に認識された収益の額に含まれております。

#### ② 残存履行義務に配分した取引価格

当社では、残存履行義務に配分した取引価格については、当初に予想される契約期間が1年を超える重要な契約がないため、実務上の便法を適用し、記載を省略しております。また顧客との契約から生じる対価の中に、取引価格に含まれていない重要な金額はありません。

## 11. 1株当たり情報に関する注記

1株当たり純資産額	138円88銭
1株当たり当期純利益	49円91銭

- (注) 1. 当社は2023年9月1日付で普通株式1株につき100株の割合で株式分割を行っておりますが、当事業年度の期首に当該株式分割が行われたと仮定して、1株当たり純資産及び1株当たり当期純利益を算定しております。
2. 当社は2024年4月1日付で普通株式1株につき3株の割合で株式分割を行っておりますが、当事業年度の期首に当該株式分割が行われたと仮定して、1株当たり純資産及び1株当たり当期純利益を算定しております。

## 12. 重要な後発事象に関する注記

(株式分割及び株式分割に伴う定款の一部変更)

当社は、2024年3月8日付の取締役会決議に基づき、2024年4月1日付で株式分割を行っております。

### 1. 株式分割の目的

株式分割を実施し、当社株式の投資単位あたりの金額を引き下げることにより、当社株式の流動性向上と投資家層の拡大を図ることを目的としております。

### 2. 株式分割の概要

#### (1) 株式分割の方法

2024年3月31日を基準日として、同日の最終の株主名簿に記載又は記録された株主の所有する普通株式1株につき3株の割合をもって分割いたします。

#### (2) 株式分割により増加する株式数

株式分割前の発行済株式総数	:	1,565,700株
今回の株式分割により増加する株式数	:	3,131,400株
株式分割後の発行済株式総数	:	4,697,100株
株式分割後の発行可能株式総数	:	17,768,400株

(3) 株式分割の日程

基準日公告日 : 2024年3月15日  
基準日 : 2024年3月31日 (実質的には2024年3月29日)  
効力発生日 : 2024年4月1日

(4) 1株当たり情報に及ぼす影響

株式分割による影響は、1株当たり情報に関する注記に反映されております。

3. 株式分割に伴う定款の一部変更

(1) 定款変更の理由

今回の株式分割に伴い、会社法第184条第2項の規定に基づき、2024年4月1日をもって当社定款第6条に定める発行可能株式総数を変更しております。

(2) 定款変更の内容

(下線は変更部分であることを示しております)

変更前定款	変更後定款
(発行可能株式総数) 第6条 当社の発行可能株式総数は、 <u>5,922,800</u> 株とする。	(発行可能株式総数) 第6条 当社の発行可能株式総数は、 <u>17,768,400</u> 株とする。
	(附則) <u>第2条 第6条の変更の効力発生日は、 2024年4月1日とする。なお、本附則 は効力発生日をもって削除する。</u>

(3) 定款変更の日程

効力発生日 : 2024年4月1日

# 計算書類に係る会計監査人の監査報告

## 独立監査人の監査報告書

2024年5月14日

株式会社yutori  
取締役会 御中

有限責任監査法人トーマツ  
東京事務所

指定有限責任社員  
業務執行社員 公認会計士 広瀬 勉

指定有限責任社員  
業務執行社員 公認会計士 桑井 祐介

### 監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社yutoriの2023年4月1日から2024年3月31日までの第6期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書(以下「計算書類等」という。)について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

### 監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

### その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

#### 計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

#### 計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。

- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

#### 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

# 監査役会の監査報告書

## 監 査 報 告 書

当監査役会は、2023年4月1日から2024年3月31日までの第6期事業年度における取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

### 1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、監査計画、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査計画、職務の分担等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施いたしました。
  - ① 取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社並びに主要な店舗及び倉庫において業務及び財産の状況を調査いたしました。
  - ② 事業報告に記載されている会社法及び会社法施行規則に定める業務の適正を確保するための体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制(内部統制システム)について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。
  - ③ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」(会社計算規則第131条各号に掲げる事項)を「監査に関する品質管理基準」(企業会計審議会)等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類(貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表)及びその附属明細書について検討いたしました。

## 2. 監査の結果

### (1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

### (2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人である有限責任監査法人トーマツの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2024年5月15日

株式会社yutori 監査役会  
常勤監査役 (社外監査役)  
社外監査役  
社外監査役

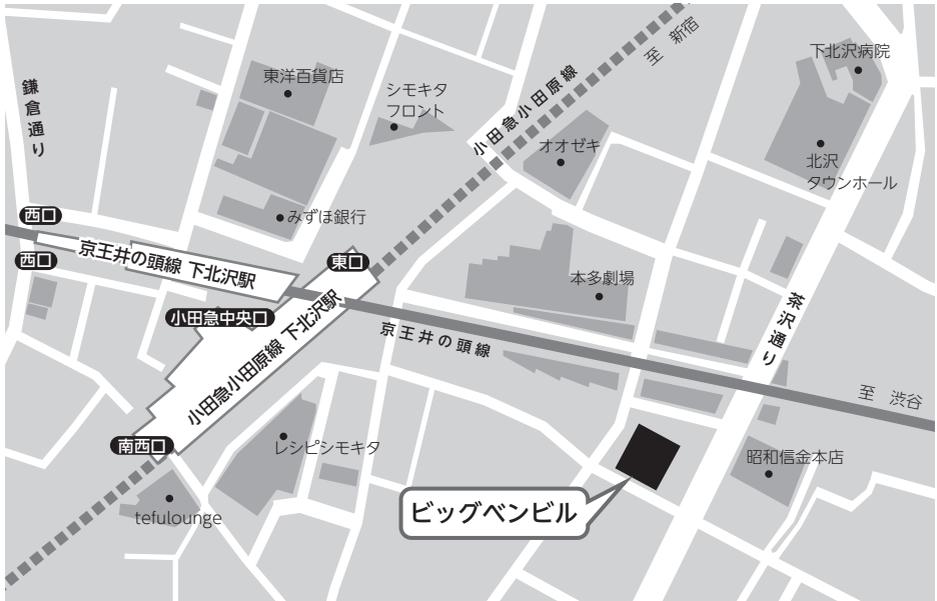
井 桁 遥 印  
石久保好明 印  
千原真衣子 印

以 上

## 株主総会会場ご案内図

会 場： 東京都世田谷区北沢二丁目5番2号  
下北沢ビッグベン3階 当社本店

電話番号： 03-6379-0667



交 通： 小田急線下北沢駅 徒歩5分

京王井の頭線下北沢駅 徒歩5分

※ オフィス用エレベータで3階会場までお越しく下さい。